

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十三号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「教育長、」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十六条第一項の教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）に係るこの条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条の規定の適用については、旧教育長が在職する間は、なお従前の例による。